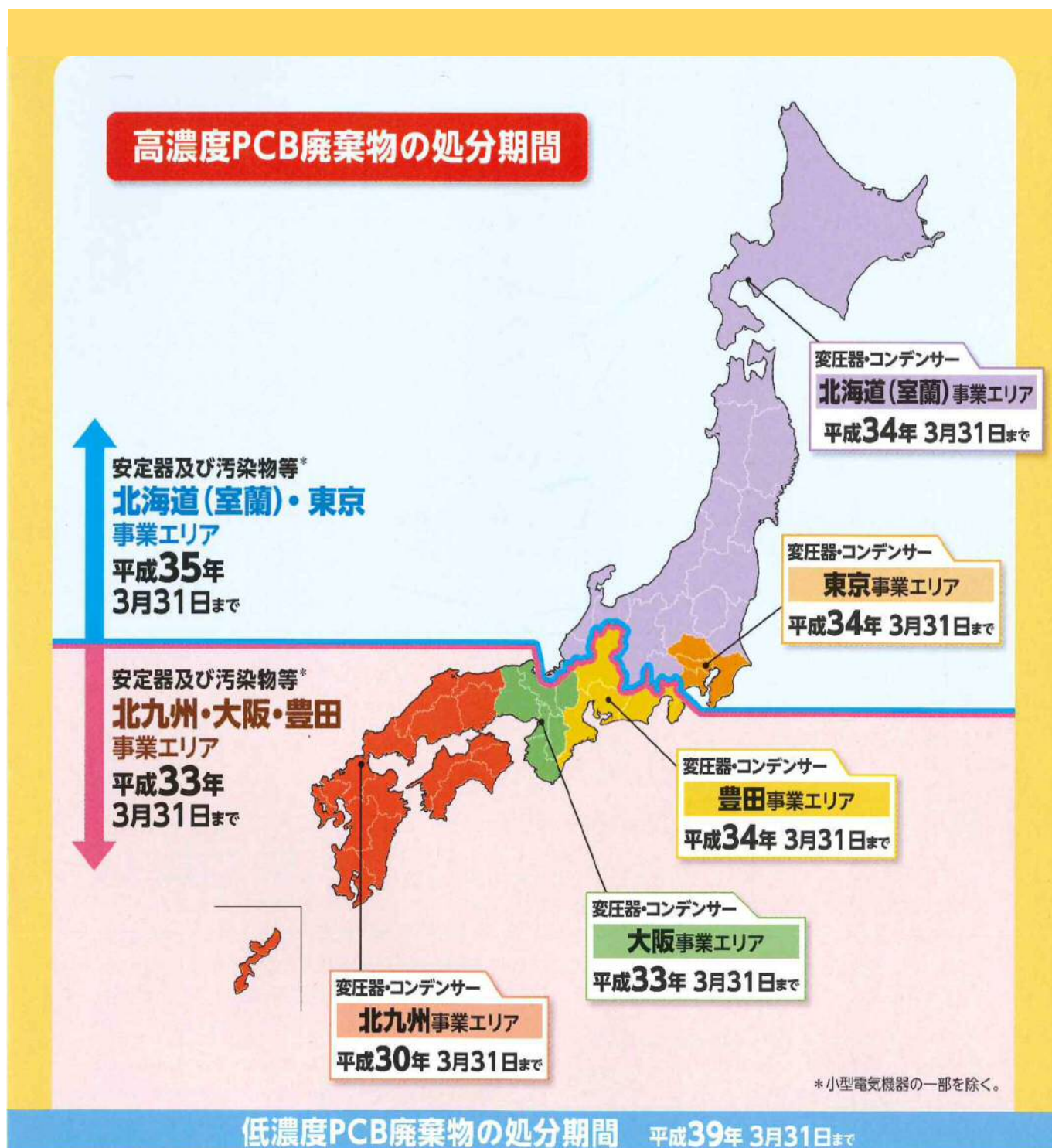


ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理期限について

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特措法)の改正法が平成28年8月1日に施行されました。

PCB 廃棄物の処分期間は、今般の法改正により、下の図のとおり設定され、原則、この処分期間内の処分委託又は廃棄が義務づけられました。

【PCB 廃棄物の処分期間】



PCB廃棄物を保管する事業者課せられる規制

PCB 廃棄物のおそれがある廃電気機器、廃油、汚染物等(ウエス、汚泥等)については、PCB 含有の有無を調査・分析し、PCB 廃棄物の場合、届出、適正保管及び定められた期限までに処理・処分を行わなければなりません。



1 保管等の状況の届出

PCB 廃棄物を保管している事業者は、毎年度、その PCB 廃棄物の保管及び処分の状況に関して、都道府県知事（札幌市の場合は市長）に届け出なければなりません。

また、法改正により、高濃度 PCB 使用製品の廃棄の見込みについても届出が必要になりました。

2 PCB 廃棄物の処分完了の届出

PCB 廃棄物を保管している事業者は、全ての PCB 廃棄物（低濃度 PCB 廃棄物含む）の処分又は廃棄終了後、20 日以内に提出しなければなりません。（次年度の保管状況届出書の提出も必要になります。）

3 期間内の処分

事業者は、政令で定める期間内に、PCB 廃棄物を適正に処理をしなくてはなりません。

4 譲渡し及び譲受けの制限

何人も、PCB 廃棄物を譲渡し、又は譲り受けてはなりません。

5 承継の届出

PCB 廃棄物を保管している事業者について相続、合併または分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人または分割によりその事業の全部を承継した法人は、その PCB 保管者としての地位を承継する者とされています。

事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事（札幌市の場合は市長）に届け出る必要があります。

6 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB 廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業場ごとに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

管理責任者の資格は「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講することで得ることができます。詳細は（社）北海道産業廃棄物協会にお問い合わせください。（Tel：011-241-7611）

7 PCB 廃棄物の適正な保管

PCB 廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。同基準には飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止などが定められており、基準に適合していない場合、都道府県知事（札幌市の場合は市長）は、保管事業場に対し、期限を定めて必要な措置を講じることが命ずることができます。